

仕 様 書

- 1 件 名 「上下水道だより」印刷業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで
- 3 納品場所 草加市上下水道部指定場所（草加市内2か所）
- 4 支払方法 各号発行毎に業務完了払とする
- 5 印 刷
 - (1) 規 格 タブロイド判
 - (2) 頁 数 6 頁
 - (3) 印刷方法 オフセット印刷
 - (4) 紙 質 4色刷り：上質紙57kg又は同等紙
 - (5) 発行回数 年2回
 - (6) 発 行 日 履行期間内に2回（11月、3月）を予定
 - (7) 印刷部数 1回につき、123,500部
 - (8) 納 期 各発行日の3日前を予定
 - (9) そ の 他
 - ① 写真、イラスト、表組み、地図、描き文字等を含む（初校時に載せる。）。
 - ② レイアウト、イラスト及びデザインは、上下水道だより第102号（令和8年3月25日発行）をベースとし、制作等はデザイナーが行うこと。
 - ③ 文面及び写真データは発注者の支給したものを使用すること。
 - ④ 納品物は左綴じとすること。
 - ⑤ 校正は初校、再校、責了の3回程度とする。ただし、微調整については必要に応じて対応すること。
 - ⑥ 出張校正は原則として行わない。
 - ⑦ 端数を除き、1,000部単位に包装して指定の日時・場所に納品すること。
なお、納品場所は2か所（123,000部と500部、それぞれ1か所）を予定している。
 - ⑧ データファイル（PDFファイル及びAI形式などのデザイン・レイアウト作成ソフトウェアで作成された編集可能な形式ファイル）を発注者に納品すること。なお、アウトライン化前のファイルも納品するものとする。
 - ⑨ 入稿から発行予定日までの詳細スケジュールについては、発注者と協議のうえ、受注者が作成すること。
- 6 著作権の帰属
本業務に伴い制作したイラスト、キャラクター、マーク、図表などの各種デザインを含む成果物に関する著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は本業務の成

果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は本業務の成果物に関する著作権人格権を発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

また、受注者は発注者に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

7 その他

- (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (5) 仕様書に書かれていない事項は担当と協議すること。

8 問合せ先

草加市上下水道部水道総務課 管理係 田端

電 話 048-925-3132

FAX 048-925-5046